

(案)

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に
関する条例のあり方について

(答申)

平成27年 月 日

京都府環境審議会

はじめに

地球温暖化の深刻化や、東日本大震災以降の電力事情を受けて、エネルギーを、安心・安全で低炭素な構造へと転換していくことが急務となっている。

再生可能エネルギーは、太陽や風、水、森林など地域に賦存する自然資源を起源とする持続可能なエネルギーであり、温室効果ガスを排出せず、エネルギーの安定確保とともに地域の活性化にも大きな役割を果たすことが期待される。

京都府は、京都議定書誕生の地として、地球温暖化防止に資する再生可能エネルギーの導入促進について先進的な施策を推進してきた。平成 17 年に地球温暖化対策条例の制定し、平成 18 年に地球温暖化対策推進計画、平成 21 年に電気自動車等の普及促進条例を制定し、東日本大震災後には、地球温暖化対策推進計画を改定し、再生可能エネルギーの最大限の利用や家庭の太陽光発電設備の設置目標を定めた。

平成 25 年には、「エネルギー自給・京都」の実現を目指す「京都エコ・エネルギー戦略」を策定した。この戦略では、32 年度には電源設備容量ベースでのエネルギー自給の達成を目指すとともに、42 年度には再生可能エネルギーによる年間発電量を 30 億 kWh に高めることなどにより、年間電力使用量ベースでのエネルギー自給を達成していく目標を掲げている。

こうした中、国の固定価格買取制度（FIT）も追い風となって、再生可能エネルギーの導入が飛躍的に進み、平成 27 年 1 月末時点で設備稼働件数及び稼働容量は 33,575 件、343,083kWとなっている。

再生可能エネルギーは、環境・エネルギー対策に加え、災害など非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーとして重要な役割も果たすものであり、再生可能エネルギーの導入を促進することは、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与する。

本審議会は、京都府が、この答申をもとに、早期に京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（仮称）を策定し、条例に基づく施策の着実な実施を通じて再生可能エネルギーの導入等の促進に取り組むことで、地球温暖化対策の更なる推進と地域社会及び地域経済の健全な発展が推進されるよう期待する。

平成 27 年 5 月 日

京都府環境審議会
会長 内藤 正明

【審議等経過】

9月22日	京都府知事から「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（仮称）のあり方」について諮問 環境審議会から総合政策部に付議
9月29日	第1回総合政策部会を開催（条例内容議論）
3月3日	第2回総合政策部会・地球環境部会合同会議を開催（骨子案）
3月13日 ～4月9日	パブリックコメント
5月27日	第3回総合政策部会・地球環境部会合同会議を開催（答申案）

※ 専門事項について外部有識者の意見を聴くため、再生可能エネルギー導入促進条例検討会議を設置

※ 平成26年8月18日、10月27日、平成27年2月2日、4月27日の計4回、検討会議を開催

これまでの取組状況

京都府では、平成13年度の太鼓山風力発電事業をはじめ、下記の再生可能エネルギーの普及に向けた取組を進めてきた。

表1 京都府の再生可能エネルギー普及に向けた取組

年度	事業名	事業概要	実績等
13～	太鼓山風力発電事業	与謝郡伊根町に公営電気事業として風力発電所を設置（750kW×6基、4,500kW）	事故・故障等により現在は3基が稼働中。
15～19	京都エコエネルギープロジェクト	気象条件に左右される風力発電と太陽光発電に、制御可能なバイオマス発電等を組み合わせ、需要に応じて安定的に電力供給を行うマイクログリッドシステムの開発を行う実証実験を実施（NEDOの委託研究事業）	需要に応じた同時同量制御を達成し、今後の地域分散型エネルギーの普及促進に貢献。生ゴミを活用したバイオマス発電所（400kW）は、現在、京丹後市が運営。
17～19	うみかぜ風力エネルギー普及モデル支援事業	丹後地域の住宅等に小型・中型風力発電施設を設置する事業への支援（国・府・市による補助）	<ul style="list-style-type: none"> ・17年度 11件 ・18年度 10件 ・19年度 15件
20～21	エコマイクロ水力エネルギー活用事業	マイクロ水力を活用した住民協働型の地域づくり事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・京丹後市大宮町延利 1kW ・京丹波町仏主 200W
20～22	京都エコポイントモデル事業	家庭用太陽光発電設備と太陽熱利用機器の導入に対し、エコ・アクション・ポイントを付与（地域グリーンニューディール基金事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 1,656件 ・太陽熱利用機器 30件
21～23	おひさまエコタウン応援事業等	市町村等が整備する太陽光発電設備、LED付きソーラーライトの導入に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 23基 ・ソーラーライト 346基
22～26	けいはんなエコシティ次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト	住宅、事業所、電気自動車(EV)等を含む地域全体のエネルギーマネジメントシステムの構築を目指した実証実験	家庭用太陽光発電の設置と電力量「見える化」システムの補助、EVの補助、EV充電器設置等。

23～	関西広域連合エコポイント事業	家庭用太陽光発電等の設置に対し提供企業によるエコ・アクション・ポイントを付与	太陽光発電23年度～25年度 関西全体 4,225件 府内 507件
23～	スマートエコハウス促進融資	家庭用太陽光発電、燃料電池コージェネレーションシステム等の創エネ、省エネ設備の設置に対し、年率0.5%の低利融資により支援	融資実績23年度～26年9月 件数 305件 (うち太陽光発電298件) 融資額 624,700千円
25～	府民力活用プチソーラー発電支援事業	遊休地や屋根を活用して太陽光発電を実施したい府民と太陽光発電事業者を仲介	26年11月現在 用地登録 61件 契約成立 14件 発電能力 1,477.2kW
25～	府有施設屋根・土地貸し太陽光発電事業	府有施設の屋根や土地を太陽光発電業者に貸し出す事業	25年度～26年度 件数 屋根 3件 土地 1件 発電能力 419kW
25～	避難施設緊急時電力確保促進事業	府施設、市町村施設への太陽光発電、蓄電池等導入事業(国のグリーン・ニューディール基金事業)	25年度 府施設 5 市町村施設 8
25～	木質バイオマス産業創造事業	チップ工場やバイオマス利用設備等を整備しグリーン産業を支援	25年度:チップ工場(京丹後市大宮町)、チップボイラー(京丹後市:浅茂川温泉、与謝野町:リフレ加悦) 26年度:チップボイラー(京丹後市:あしぎぬ温泉、宇川温泉)

また、京都府では、京都議定書誕生の地の自治体としての責任と役割に基づき、平成17年12月に地球温暖化対策に特化した条例として「京都府地球温暖化対策条例」を制定(平成18年4月から順次施行)し、平成22年10月には特定建築物への再生可能エネルギーの導入義務化を含めた一部改正を行ってきた。

表2 京都府の再生可能エネルギーに係る条例・計画等の策定状況

年度	状況	概要
17.12	京都府地球温暖化対策条例制定 (18.4～順次施行)	13分野にわたる地球温暖化対策を盛り込み、温室効果ガスを平成22年度までに平成2年度比10%削減する目標を設定。 再生可能エネルギーについても、13分野のうちの1分野として取組を規定。
18	京都府地球温暖化対策推進計画策定 (18～)	条例制定を受けて、府内における地球温暖化対策の目標(平成22年度までに平成2年度比10%削減する目標)と推進策を盛り込んだ計画を策定。
22.10	条例一部改正 (23.4施行)	平成23年度以降の温室効果ガスの削減目標として、平成2年度比で、平成32年度までに25%削減、平成42年度までに40%削減を設定。 再生可能エネルギーの関連では、特定建築物(のべ床面積2,000m ²)の新築・増築時の再生可能エネルギーの導入義務化を新たに規定。
23.7	京都府地球温暖化対策推進計画改定	条例一部改正を受けて、府内における地球温暖化対策の目標(平成23年度以降)と推進策を盛り込んだ計画に改定。

		再生可能エネルギーの関係では、太陽光発電設備の設置世帯を2020年度までに10万戸とする目標等が規定。
25.5	京都エコ・エネルギー戦略策定	「エネルギー自給・京都」の実現に向けて、京都の府民力、地域力、産業力を最大限に活かし、再生可能エネルギーの導入拡大等を含めた5つの戦略を展開。平成32年度には電源設備容量ベースでのエネルギー自給を目指す。

また、府民の取組として、府民協働等により再生可能エネルギーの導入を支援する動きが活発となり、特にFIT制度開始後には府内でも多くの団体が再生可能エネルギーの導入支援事業を実施している。

表3 府民協働による再生可能エネルギーの導入支援事例

設立	団体名	事業概要
24.11	(一社)市民エネルギー京都	市民から出資を募り、京都市や京都生活協同組合のような自治体・民間企業・団体等から、建物の屋根等を借りて、再生可能エネルギー設備を設置・運営。出資募集は、少額投資の運営会社が実施。売電収益は、出資者に配当するだけでなく、地域や学校等の再エネ・省エネ等の環境学習等の必要経費として利用。
25.1	(一社)びっくりエコ発電所	市民等から出資を募り、自治体から提供された施設(京都市立の小中学校や事務所等)の屋根等に、太陽光発電設備の設置・運営を行う。出資募集は、信託会社が実施。売電収益は、出資者に配当するだけでなく、エネルギー問題を中心とした環境学習や普及・啓発等の必要経費として利用。
12.11	(認定NPO法人)きょうとグリーンファンデーション	市民等による寄付、会費及び設置協力金を「おひさま基金」に積み立て、公共的な施設(幼稚園、共同作業所等)に太陽光発電設備の設置費用として寄付。設置協力金は、5年をめぐりに返済。(ただし、設置協力金の一部を「おひさま基金」に寄付してもらう)太陽光発電を設置した公共的な施設は、設置後に一定の額を一定期間にわたり「おひさま基金」に寄付し、次の発電設備設置や普及啓発活動に活用。
25.6	(NPO法人)市民共同発電をひろげる城陽の会	城陽に市民共同発電所をつくり、広げるために屋根の提供と資金拠出できる協力者を募る。会員からの応募で、6件の会員宅の屋根に、太陽光発電設備を設置。設置協力金を拠出した者には、利息を付けて9年間かけて返済予定。
24.8	(株)PLUS SOCIAL	信託会社を通じて、社会的責任投資(SRI)を促すモデルとして、龍谷大学(3.5億)をはじめ、事業者、個人からの投資と金融機関からの借入で資金調達し、龍谷大学(本校舎 50kW)と和歌山県印南町の町有地等に1,800kWの太陽光発電を設置。売電収益は(公財)京都地域創造基金及び(公財)わかやま地元力応援基金に寄付し、地域貢献活動等を行うNPOへの助成等に利用される。

再生可能エネルギーの導入状況は以下のとおり。平成22年の府内最大電力需要320万kW(節電影響を控除した値)に対して、平成32年の目標値を310万kWとしており、府内の供給力で最大電力需要が賄えるよう再生可能エネルギーの普及に向けた取組を進めている。

表4 京都府における再生可能エネルギー等供給力の推移

電源種別	H22	H24	H25	H27.1 現在	H22からの 増減量
再生可能エネルギー ※関西電力の3万kW未満の小水力を含む	15	18	27	34	19
ガスコジェネ等	16	19	20	20	4
関西電力(水力・火力) ※3万kW未満の小水力を除く	239	239	239	239	0
ガスコジェネ以外の火力	15	15	15	15	0
合 計	285	291	301	308	23

表5 京都府における再生可能エネルギー導入状況（平成27年1月現在）

種類	区分	件数(件)	発電能力(kW)
太陽光発電(FIT)	10kW未満	30,735	116,199
	10kW以上	2,802	123,010
小計		33,537	239,209
風力発電	太鼓山他	4	2,253
バイオマス発電	消化ガス発電等	6	49,740
水力発電	小水力発電	28	51,881
合計		33,575	343,083

再生可能エネルギーを取り巻く現状

平成24年7月に開始したFIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）は、制度初期段階の3年間については、特例として利潤に1～2%を上乗せして内部収益率を設定することとされており、本年6月末をもって、太陽光発電については、当該配慮措置が終了することから、特に太陽光発電の導入が進みにくい状況となることが予測される。

また、FIT制度の導入により、再生可能エネルギーの設備容量が急激に増加したが、再生可能エネルギーで発電した電気を系統接続するに際して、送電線の容量等の関係から連系制約が生じ全国的な問題となっており、大規模な太陽光発電の系統への接続保留が今後も見込まれることが予測される。

さらに、再生可能エネルギーの中でも太陽光発電の導入に極端に偏りが見られ、再生可能エネルギー源のバランスが悪い状況となっている。

昼夜や気象状況により発電能力に差のある太陽光発電ではなく、小水力発電やバイオマス発電といった再生可能エネルギー源を活用した設備導入の拡大が、安定的なエネルギー確保に必要と考えられる。

条例制定の背景

こうした現状や課題を踏まえ、京都府として、地球温暖化対策の更なる推進だけでなく、地域協働による再生可能エネルギーの導入及び地域でのエネルギーの自立を目指した再生可能エネルギーの導入を推進するため、「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（仮称）」を制定する必要があると考える。

条例制定の内容

次の内容の条例を制定することが適当であると考える。

(1) 目的

再生可能エネルギーの導入等を促進することが、温室効果ガスの排出の抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要なことに鑑み、府、府民、事業者、導入等支援団体、大学その他研究機関が再生可能エネルギーの導入等の促進のために取り組むべき措置を定めることにより、府内のエネルギーの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 関係者の協力

府は、府民、事業者、導入等支援団体、大学その他の研究機関及び市町村と協働、連携して再生可能エネルギーの導入等の促進に取り組むこととする。

(3) 実施計画

知事は、再生可能エネルギー導入等の促進に関する施策を実施するための計画を定めるものとする。

(4) 建築物に係る施策

ア 建築物の新築又は増築を行う建築主は、再生可能エネルギーの導入に努めることとする。

イ 建築関係業者は、建築主に対し、再生可能エネルギーの導入等について、情報を提供するよう努めることとする。

ウ 府は、建築関係業者に対し、再生可能エネルギーの導入に関する知識の普及等の措置を講じることとする。

エ 延床面積 2,000 平方メートル以上の建築物（特定建築物）の新築又は増築を行う者（特定建築主）は、再生可能エネルギーの導入をするとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備の導入に努めることとする。

オ 不特定かつ多数の者が利用する施設の設置者は、再生可能エネルギーの導入等に取り組むよう努めることとする。

(5) 一般電気事業者等に係る施策

府内に電気を供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者（一般電気事業者等）は、電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割

合の拡大を図るための計画書を作成し、知事に提出しなければならないこととする。

(6) 地域協働等による再生可能エネルギー導入等促進施策

ア 地域協働等により導入等支援事業を行おうとする導入等支援団体は、知事の登録を受けることができることとする。

イ 府は、登録を受けた導入等支援団体（登録導入等支援団体）に対し、情報の提供その他の必要な措置を講じることとする。

ウ 一般電気事業者等は、登録導入等支援団体の求めに応じて、導入等支援事業の円滑な実施に必要な情報の提供や助言を行うよう努めることとする。

エ 登録導入等支援団体のうち、営利を目的としない団体に対しては、府民税均等割を免除することとする。

オ 登録導入等支援団体が、専ら導入等支援事業の用に供する不動産を取得したときは、1度に限り、不動産取得税を免除することとする。

(7) 自立型再生可能エネルギーの導入等の促進施策

ア 中小企業者が再生可能エネルギー設備の導入に合わせて、再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備を導入し、自らの事務所等で利用する場合や地域住民と協働して太陽光以外の再生可能エネルギー設備の導入を行う団体が、再生可能エネルギーの導入等を行い、使用する場合、計画を作成し、知事の認定を受けることができることとする。

イ 府は、認定を受けた計画に基づく再生可能エネルギーの設備の導入が円滑に進むよう必要な支援に努めることとする。

ウ 中小企業者が認定を受けた計画に基づき、府内の事務所等に再生可能エネルギー等の設備を導入したときは、事業税から減免することとする。

(8) その他施策に係る施策

ア 府民及び事業者は、日常生活及び事業活動に関し、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めることとする。

イ 府は、広報活動等を通じて、再生可能エネルギーの導入等に関し、府民の理解を深め、府民の協力を求めるよう努めることとする。

ウ 知事は、再生可能エネルギーの導入等又は導入等支援事業に積極的に取り組む府民、事業者及び導入等支援団体の顕彰を行うこととする。

エ 府は、府民に対し、再生可能エネルギーの普及等に関し、情報提供、相談その他の支援を提供する体制の整備及び充実に必要な施策を行うこととする。

オ 府は、府民の再エネ設備等の導入等の促進に関する融資等の財政上の支援に努めることとする。

カ 府は、事業者及び大学その他の研究機関と連携して、再生可能エネルギーに関連する産業の育成及び振興に関する施策を推進することとする。

(9) 施策の評価等

知事は、施策の実施状況について定期的に評価を行い、再生可能エネルギーの導入等に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、施策の見直しを行うこととする。

(10) 環境への配慮

府民、事業者及び導入等支援団体は、再生可能エネルギーの導入等に当たっては、関係法令を遵守するとともに、周辺環境に配慮しなければならないこととする。

(11) 財政上の措置

府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じることとする。

(12) 報告又は資料の提出等

ア 知事は、特定建築主、一般電気事業者等及び登録導入等支援団体その他の関係者に対し、必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができることとする。

イ 知事は、必要な限度において、特定建築物等に立ち入り、再生可能エネルギーを得るために必要な設備の導入の状況を検査することができることとする。

(13) 勧告及び公表

知事は、特定建築主及び一般電気事業者等が計画書を提出しない場合等について勧告できることとし、さらに、勧告に従わないときは公表できることとする。

(14) 京都府地球温暖化対策条例との関係

ア 再生可能エネルギーの導入等による地球温暖化対策の実施に当たっては、この条例の定めるもののほか、京都府地球温暖化対策条例の定めるところによることとする。

イ この条例に制定に伴い、京都府地球温暖化対策条例の再生エネルギーに関する部分を一部改正することとする。